

調整給付金支給確認書の書き方

※オンライン申請を行う場合は、書面での申請は必要ありません。

記入例

表面

「氏名」「確認日」「連絡先電話番号」を記入してください。

調整給付金支給確認書

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき算定した結果、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。
以下の内容を確認して、令和6年10月31日までに、この確認書と本人確認書類を返送して下さい。
※オンライン申請を行う場合には、本確認書の返送は不要です。

支給方法 口座振込 支給日 確認書を受領した日から約3週間後
支給額 4万円
支給口座 分類 口座番号
口座名義

※空白の場合は、裏面の振込口座を記入してください。

(1) 調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額(①)
	30,000円	0円	30,000円 (<0の場合は0)
住民税所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額(②)
	10,000円	2,350円	7,650円 (<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額(①)	住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額(③) (①+②)
	30,000円	7,650円	37,650円
			調整給付金支給額 (上記額を1万円単位に向上)
			4万円

※「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和6年所得等を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。
※令和6年中に遺棄処分等に転出される方又は転出された方は、本確認書が追加給付に際して必要となることのあるため、写し(コピー)を取って大切に保管ください。
※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等)の写し(コピー)を添えて送付期限までに提出してください。
※上記の送付期限までに返信がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。
※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄(□)にレを入れてください。
【 私は給付金を受給しません。 】□

※申請時に提供の情報が正しくない場合は返還を要するほか不正受給として罰則に問われる場合があります。

上記記載内容に異議ありません。

氏名 確認日 令和 年 月 日 連絡先電話番号

裏面も必ずご確認ください

裏面

(2) 給付金の振込先口座の変更等（原則、受給者本人名義の口座に限る。）

表面上部の口座欄が空欄の場合や、別の口座への振込みを希望する場合には、下記の欄に振込を希望する口座を記入してください。

- ※ 別紙「本人確認書類等貼付用紙」に、通帳等の写しの添付が必要です。
- ※ 申請者本人と異なる名義の口座への振込は、下記の【代理確認・受給を行う場合】の記載が必要です。
- ※ 長期間入出金のない口座は記入しないでください。

【振込先口座】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
金融機関番号	1 銀行 5 農協 2 企業 6 自治 3 信託 7 信託連 4 信連	本文庫 本文庫 出庫所	※右詰めでお書き下さい	※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行	通帳番号 6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい	1普通 2当座	※右詰めでご記入下さい	※通帳の表記に合わせて下さい

ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の裏書きを上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、遠賀町税務課(093-293-1237)までお問い合わせください。

受け取りを希望する金融機関の情報を記入してください。
※本人名義の口座に限ります。

記入後、返信用封筒に①～③を入れてポスト投函または税務課（窓口4番）に提出してください。

- 調整給付金支給確認書
- 本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証など）
- 受取口座の書類の写し（通帳、キャッシュカードなど）※通帳は1ページ目見開き部分

